いつまでもいきいきとすこやかに暮らすために 高齢者福祉施策のご案内

本号2・3ページで紹介した取り組みのほかにも、市では、さまざまな高齢者福祉施策を展開しています。

65歳以上で市内在住の方が対象

●**高齢者みまもり相談員**
市で委嘱した相談員が、ひとり暮らしの方や日中1人になる方などのお宅を定期的に訪問し、話し相手や安否確認を行います。（本号2・3ページ参照）

●**高齢者配食サービス事業**
食事の用意が大変な方や、定期的なみまもりが必要な方に、市が指定した配食サービス事業者が食事を届けます。

●**緊急通報システムの貸与**
慢性疾患などのあるひとり暮らしの方や日中1人になる方に対し、急病や事故の際にボタンを押すことで、消防署の受信機に通報する機器を貸与します。

●**徘徊高齢者家族支援事業**
徘徊行動のある方を介護している家族の方に、早期発見と安全確保を目的として、位置検索装置を貸与します。

●**ねたきり老人手当支給事業**
ねたきりの状態、または認知症のため常時介護を要する状態（要介護4以上）が、6か月以上継続している方に、手当を支給します。

◎介護保険施設に入所、または重度心身障害者福祉手当を受給している方は、対象となりません。

●**ねたきり老人等介護者手当支給事業**
ねたきり、または認知症の方（要介護4以上）を6か月以上継続して在宅で介護している家族の方に、手当を支給します。

●**高齢者住み替え住宅家賃助成事業**
民間の賃貸住宅に住んでいる方で、取り壊しを理由に立ち退いて他の賃貸住宅に移り住む場合、家賃の一部を助成します。

●**公衆浴場老人入浴料助成事業**
自宅に入浴設備がない方に、公衆浴場の入浴券を交付します。

●**お達者倶楽部**
自宅や集会所を利用して、高齢者の茶話会などを開催する団体に対し、助成金を支給します。

●**高齢者生活管理指導短期宿泊事業**
高齢者のお世話をしている方が病気等の理由で、一時的にお世話をすることができなくなった場合に、7日間を限度に養護老人ホームを利用することができます。

●**外国人高齢者等福祉手当支給事業**
一定の要件（市内に1年以上在住、無年金、年齢等）を満たす外国人の方に手当を支給します。

●**ゆうゆう健康体操教室**
介護予防のための体操教室です。
問い合わせ　高齢者支援課（☎2998－9120・FAX2998－1147）

60歳以上で市内在住の方が対象

＊いきがい支援事業＊

●**高齢者大学（通年）・高齢者大学公開講座（11月）**
生涯学習の一環として学習（健康・福祉・一般教養・時事問題・政治・経済・法律・スポーツ・レクリエーション・趣味）をするとともに、仲間づくりのために開催します。

●**高齢者囲碁・将棋大会（6月）**

●**高齢者演芸大会（7月）**

●**高齢者スポーツ大会（9月）**

●**高齢者創作品展示会（11月）**

●**高齢者福祉バスの運行**

●**地域間・世代間交流事業（5月～）**
地域の同世代の高齢者や子どもたちとの交流を行います。

●**単身高齢者保養事業（10月）**
ひとり暮らしの方を対象に、日帰りバス旅行を行います（今年度は募集終了）。

●**長生クラブ活動への支援**
問い合わせ　高齢者支援課（☎2998－9120・FAX2998－1147）

開校式

●**所沢市シルバー人材センター**
高齢者の知識・経験・技能を生かした、働く場を提供します。
問い合わせ　同センター（☎2928－8695・FAX2924－0630）

■老人福祉センター・老人憩の家一覧

	施設名	電話番号	所在地
老人福祉センター	うしぬま荘	2998-4741	牛沼54
	あづま荘	2928-1466	久米2263－1
	さやまがおか荘	2949-1192	若狭4－2478－4
	緑寿荘	2928-8415	緑町3－16－7
老人憩の家	さくら荘	2922-0710	山口356
	とめの里	2943-2492	中新井547
	やなせ荘	2944-6773	南永井625－6
	峰寿荘	2926-1901	宮本町2－22－13
	みかじま荘	2947-2213	三ヶ島3－1440－1
	こてさし荘	2947-3232	北野1－2－12
	とみおか荘	2943-8651	北岩岡118－4
	ところ荘	2922-0681	宮本町1－2－35

老人福祉センター・老人憩の家の施設利用

健康の増進や、いきがいづくりの場として、心身ともに健康でいきいきと明るい高齢期を送れるように、利用者が自主的に活用する施設です。

◎駐車場には限りがあります。健康増進のため徒歩や自転車でお越しください。

介護予防のための「いきいき健康体操教室」も開催しています。
◎施設は自由に見学できます。
施設には▼お風呂▼ゲートボールコート▼カラオケ▼集会室などがあります。施設によって設備が異なりますので、詳しくは各施設（左表参照）へお問い合わせください。
開園時間　午前9時～午後4時30分（日曜・祝日は休園）

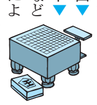

長寿を祝し【記念品を贈呈します】

【自宅に記念品をお送りする方】
◆米寿者…88歳
大正9年4月2日から
大正10年4月1日までに生まれた方

【市職員等が直接記念品をお届けする方】
◆長寿者…100歳
明治41年4月1日から
明治42年3月31日までに生まれた方

敬老会行事などのお知らせ

敬老会行事は、各行政区ごとに地区自治連合会、町内会、区長会等が、独自に催しものなどに趣向を凝らして開催します。
◎昭和9年4月1日以前に生まれた75歳以上の方が対象となります。
問い合わせ　高齢者支援課（☎2998-9120・FAX2998-1147）

皆さんの善意

【愛の福祉基金】●所沢カラオケ同好会様（33、027円）●地域福祉サークルあしたの会様（5万円）●日本民謡孝秀会様（125、293円）●新井勇様（3万円）●けやき会様（193、000円）
【松原学園へ】●三ヶ島第6区長生クラブ様（ぞうきん55枚）●三ヶ島第5区長生クラブ様（ぞうきん100枚）
【亀鶴園へ】●ダンスサークル・きらきらわくわく様（40型液晶テレビ1台）
※6月16日から7月15日までの受け付け分です。ありがとうございました。

市政通信

災害時における二次避難所（福祉避難所）利用に関する協定調印式を行いました

▼7月28日、市役所で「災害時における二次避難場所（福祉避難所）利用に関する協定」の調印式を行いました▼災害時に要援護者が指定避難場所で避難生活が難しい場合に福祉避難所として活用するため、国立身体障害者リハビリテーションセンターと協定を締結しました。

介護保険

要介護認定の申請や保険給付の手続き、介護相談などを行っています。
問い合わせ　介護保険課（☎2998－9420・FAX2998－9410）

社会福祉協議会で行う事業

●**車いすの貸し出しサービス**
●**家事援助サービス**
●**ふれあい配食サービス**
●**福祉サービス利用援助事業**
●**介護者リフレッシュ事業**
問い合わせ　所沢市社会福祉協議会（☎2939－0030・FAX2925－3419）

9月9日は救急の日です

「救急の日」を含む1週間を「救急医療週間」（9月7日～13日）とし、市民の皆さんに、救急業務に対する正しい理解と認識を深めていただくため普及啓発活動を実施しています。

救急車は適正に利用しましょう

市の平成19年中の救急出場件数は12、678件で、1日あたり平均35件の出場でした。また、市民約29人に1人が救急車を利用したことになります。

なお、救急車が事故現場に到着するまでに平均5分12秒かかっています。近年、救急出場が増加し、救急車の現場到着時間が遅れる傾向にあります。今後も高齢化、核家族化により救急需要が増加し、救急隊の現場到着時間がさらに遅れることが予想されます。

増加する救急出場の中には、軽い風邪やかすり傷程度のけが、どこの病院へ行けばよいのか分からないなど、緊急性のない救急車の要請も増え、本当に救急車を必要とする傷病者への対応に支障を及ぼすことが心配されます。次の場合は各案内先へ電話してください。

●ご自身で医療機関へ行ける場合に、病院を案内して欲しいとき（所沢市消防本部指令課）
休日夜間病院案内（24時間対応）
☎04－2922－9292
●子どもの急病時の対処方法などを相談したいとき（埼玉県保健医療部医療整備課）
小児救急電話相談（月～土曜日・午後7時～11時／日曜日、祝休日、年末年始・午前9時～午後11時）
☎#8000、または☎048－833－7922
◎いずれも携帯電話からもかけられます。

ただし、傷病者の症状から緊急に救急車で医療機関に搬送しなければならないと判断した場合には、ためらわずに119番通報をしてください。救急車の適正な利用について、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

応急手当を学びましょう

私たちはいつ、どこで突然のけがや病気に遭遇するかわかりません。このようなとき、病院に行くまでに、家庭や職場などでできる手当のことを応急手当といいます。

応急手当にはさまざまなものがあります。突然に心臓が止まってしまった場合、「脳」は約4分で回復不能になるといわれています。このような人を助けるためには、直ちに119番通報するとともに心肺そ生法（人工呼吸・心臓マッサージ）を開始し、必要に応じて電気ショック（除細動）を行うことが大切です。

救急車が到着するまでの全国平均時間は約6分です。現場に居合わせた人によって応急手当が行われたかどうかが、傷病者の命を左右します。

平成16年7月からは、一般の人でもAED（自動体外式除細動器）という機器を使って、けいれん状態の心臓に電気ショックを行うことが認められました。AEDの使用方法を含めた応急手当の知識や技術を身につけ、いざという時に備えましょう。

消防本部では左記のとおり、救命・救急講習会を開催しています。個人で受講を希望する方には「広報ところざわ」でご案内しています。団体（5人以上）で受講を希望する場合は、お近くの消防署（左記参照）に申し込んでください。
◎市ホームページ（救命講習会）で検索）でもご案内しています。

中央消防署▼本署（けやき台1－13－11／☎2929－9122）▼西分署（北野3－23－2／☎2949－1190）▼南分署（山口182－2／☎2925－1190）
東消防署▼本署（上安松974－1／☎2998－1190）▼北分署（神米金256－4／☎2942－4960）▼柳瀬分署（東所沢4－12－2／☎2944－1190）

救急キャンペーン

とき　9月7日(日)／午前11時～午後1時
ところ　パルコ新所沢店中央通路「ガレリア」（緑町1－2－1）
内容　▼高規格救急自動車の展示▼救急隊による現場活動の実演▼消防音楽隊による演奏等
問い合わせ　消防本部救急課（☎2929－9123・FAX2929－9129）

消防団ポンプ車操法大会

ポンプ車操法は、消防ポンプ車を使って消火活動を行うための操作の基本です。消防ポンプ車から水を出し、火に見立てた的を倒すまでの時間、機敏な動作の評価を競う競技です。

消防団員の日ごろの訓練成果を市民の皆さんに披露します。

とき　9月14日(日)／午前8時30分～
ところ　中央消防署西分署（北野3－23－2）
駐車場　第1学校給食センター（北野3－33－5）
◎駐車場には限りがありますので、乗り合わせ等でご来場ください。
問い合わせ　消防本部警防課（☎2929-9122・FAX2929-9129）

みんなで「まちの憲法」を考えよう！⑥

まちづくり基本条例　条例制定の効果

まちづくり基本条例は、市民・市議会・市、それぞれの役割や責務を明確にし、三者が協力してまちづくりを進めるための仕組みをつくることができます。また、市民が市議会や市長に市政を信託するだけでなく、市民自らがまちづくりに参加するための住民自治の充実を図ることもできます。

さらに、自治体運営の基本的な考え方を示すことで、どの行政分野でも守らなければならない共通のルールを確立することができ、自治体運営の仕組みを市民にわかりやすく示すこともできます。

◆◆◆まちづくり基本条例の講演会、勉強会のお知らせ◆◆◆

まちづくり基本条例を市民の皆さんに知ってもらうため、各地域で講演会や勉強会を開催しています。ぜひご参加ください。

◆**講演会**（申し込み不要）

とき	ところ
9月28日(日)／午後1時～3時30分	山口公民館（☎2924-1224・FAX2924-1647）

内　容　（仮題）「なぜ今、まちづくり基本条例が必要なのか」
講　師　早稲田大学社会科学部教授・早田（そうだ）　幸（さいわい）さん

◆**勉強会**

とき	ところ
9月27日(土)／午前10時～正午	小手指公民館（☎2948-1295・FAX2948-1247）
10月4日(土)／午前10時～正午	三ヶ島公民館（☎2948-1204・FAX2948-1429）

内　容　まちづくり基本条例の基本的な内容や他市の条例などを少人数で勉強し、参加者との意見交換を行います。
申し込み・問い合わせ　政策企画課（☎2998-9027・FAX2994-0706／Eメールa9027@city.tokorozawa.saitama.jp）へ電話・FAX・Eメールいずれかの方法、または上記施設へ電話・FAX

◆◆模擬ワークショップの参加者募集のお知らせ◆◆

まちづくり基本条例の素案策定を体験する、模擬ワークショップを開催します。皆さんからのお申し込みをお待ちしています。

とき	ところ
10月19日(日)／午後1時～3時30分	市役所8階大会議室

申し込み・問い合わせ　9月8日(月)から30日(火)までに、政策企画課（☎2998-9027・FAX2994-0706・Eメールa9027@city.tokorozawa.saitama.jp）へ電話・FAX・Eメール

■救命講習会開催案内（いずれも無料です）

講習名	講習時間	内容
普通救命講習	3時間	救命手当（注1）を学びます。家族や同僚などが万が一のとき、救命の手助けができるコースです。
上級救命講習	8時間	救命手当とけがの手当（注2）を学びます。救命手当のほか、けがや急病などの際に役立つコースです。
小児救急講習	2時間	小児の応急手当を学びます。小児の病気やけがの対応を、小児同伴で学べるコースです。

（注1）心肺そ生法・AEDの使用方法・止血法
（注2）傷病者の管理法・外傷の手当・搬送法等